

アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化事業 委託実施要項

平成27年11月26日
文化庁次長決定
平成29年6月19日
一部改正
平成30年2月2日
一部改正
平成30年11月14日
一部改正
令和4年1月11日
一部改正

1 趣旨

我が国における言語・方言のうち、ユネスコが最も消滅の危機に^{ひん}瀕していると認定しているアイヌ語について、「アイヌ政策のあり方に関する有識者 懇談会報告」（平成21年7月）、「北海道外アイヌ生活実態調査」を踏まえた 全国的見地からの施策の展開について」（平成24年6月・アイヌ政策推進会議 政策推進作業部会）、国連・経済的、社会的及び文化的権利に関する委員会最終見解（平成25年5月）及び国連・人種差別撤廃委員会最終見解（平成26年9月）の指摘を受け、消滅することなく、その保存・継承が円滑に行われるよう、文化庁委託事業「アイヌ語の保存・継承に必要なアーカイブ化に関する調査研究事業 調査研究報告書」（平成27年3月・千葉大学）を踏まえ、各地で保存されているアイヌ語の音声資料を活用して、アイヌ語学習にも利用できるようなアーカイブ作成の支援を行う。加えて、アイヌ語アーカイブを活用してのアイヌ語継承に寄与するワークショッププログラム等の開発を行う。

2 委託業務の内容

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、以下の業務を委託する。

- （1）現存するアイヌ語のアナログ音声資料（映像を伴うものも含む）のデジタル化
- （2）デジタル化されたアイヌ語の音声資料に関する調査及び分析
- （3）デジタル化されたアイヌ語の音声資料の文字起こし及び翻訳
- （4）デジタル化されたアイヌ語の音声資料の注釈及び文法タグ付け
- （5）デジタル化されたアイヌ語の音声資料を公開するためのアーカイブ構成
- （6）デジタル化されたアイヌ語の音声資料の文字起こし、翻訳及び注釈のための人材育成
- （7）その他、デジタル化された音声資料を活用したアイヌ語の保存・継承に必要な取組

3 業務の委託先

文化庁は上記1の趣旨を実現するため、上記2の（1）は法人格を有する団体に業務を委託する。上記2の（2）～（6）は都道府県又は市区町村（それぞれの教育委員会並びに、それぞれが設置した文化施設の管理者又は直営 文化施設を含む。）、上記2の（2）～（6）の委託業務を円滑に行うことがで

き、次の①から④の要件を全て満たす法人又は団体に業務を委託する。

- ① 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること
- ② 法人等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること
- ③ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること
- ④ 法人等の活動の本拠としての事務所を有すること

4 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から契約期間満了日、又は業務が完了した日のいずれか早い日までとする。

5 委託手続

- (1) 団体が業務の委託を受けようとするときは、業務計画書等を文化庁に提出すること。
- (2) 文化庁は、上記により提出された業務計画書等の内容を検討し、内容が適切であると認めた場合、団体に業務を委託する。

6 委託経費

- (1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に必要な経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、保険料、雑役務費、消費税相当額、一般管理費、再委託費）を委託費として支出する。
- (2) 文化庁は、委託団体が本契約の定めに違反したとき又は委託業務の遂行が困難であると認めたとき（関係者が諸法令を違反した場合を含む。）は、契約の解除及び経費の全部又は一部に係る委託費の返還を命じることができる。

7 業務完了の報告

受託団体は、業務が完了したとき（契約を解除したときを含む。）は、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了（廃止）した日から30日を経過した日又は契約期間満了日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

8 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記7により提出された委託業務完了報告書について照会及び必要に応じて現地調査を行い、その内容が適切であると認めたときは、委託費の額を確定し、受託団体へ通知するものとする。
- (2) 上記(1)の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 その他

- (1) 文化庁は、受託団体における業務の実施が上記1の趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、本委託業務の実施に当たり、指導・助言を行うとともに、その効果的な運用を図

るため協力する。

- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 受託団体は、本委託業務の遂行によって知り得た事項については、その秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本委託業務の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領に定めるところによる。